

2024年11月11日

株主各位

高松市亀井町5番地の1  
株式会社 百十四銀行  
取締役頭取 森 匡史

## 中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2024年11月8日開催の当行取締役会において決議いたしました第156期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおりご通知申し上げます。

敬具

記

当行定款第39条の規定に基づき、2024年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 1. 中間配当金        | 1株につき60円    |
| 2. 効力発生日(支払開始日) | 2024年12月10日 |

以上

### 中間配当金のお支払いについて

- ◎ 中間配当金計算書等は、きたる12月9日にお届出ご住所あて発送申しあげる予定でございます。
- ◎ 銀行振込みをご指定の方には、12月10日付にてご指定の口座へお振込みの手続きをいたします。